

基準 8 令 8 区画の取扱いに関する基準

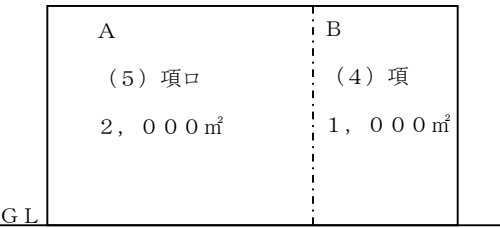
令 8 区画の取扱いは、次によること。

1 令 8 区画とは、令第 8 条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁による区画をいう。

2 令 8 区画された部分に対する消防用設備等の設置は、次の各号によること。

(1) 令 8 区画された部分ごとに、その用途及び床面積に応じて、消防用設備等を設置することとし、第 8-1 図の例によること。

第 8-1 図 (16) 項イ 延べ 3, 000 m²



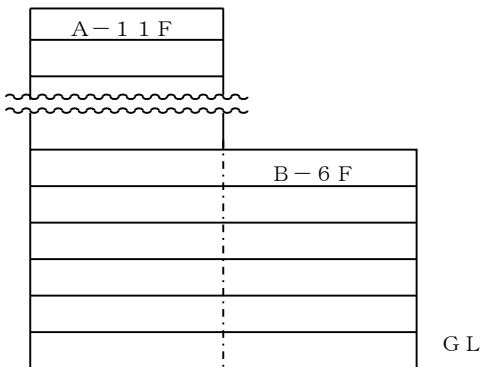
判定 Aは延べ面積 2, 000 m²の(5)項口の防火対象物として、Bは延べ面積 1, 000 m²の(4)項の防火対象物としてそれぞれ該当する消防用設備等を設置する。

備考 ① - - - - 及び  は、令 8 区画を示す。

②  及び  は、建基法において、当該外壁又は屋根において要求される耐火性能時間以上の耐火性能を示す。(耐火性能を有する壁) (以下この基準 8 の図において同じ。)

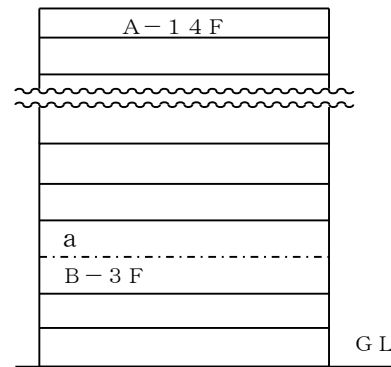
(2) 令 8 区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置することとし、第 8-2 図の例によること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定は、下の部分の階数を算入し、第 8-3 図の例によること。

第 8-2 図



判定 Aは階数 11 の防火対象物として、Bは階数 6 の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。

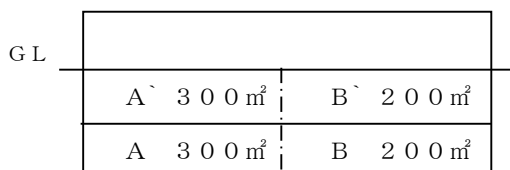
第 8-3 図



判定 Aは階数 14 の防火対象物として、Bは階数 3 の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。また、a 部分は 4 階として該当する消防用設備等を設置する。

(3) 令 8 区画されている階に階単位の消防用設備等の基準を適用する場合は、区画された部分の床面積を 1 の階の床面積とみなし、第 8-4 図の例によること。この場合、1 つの防火対象物として取扱うことに留意すること。(階単位の消防用設備等の設置についてのみの適用であるため、令第 8 条によるそれぞれ別の対象物とはみなさない。)

第 8-4 図



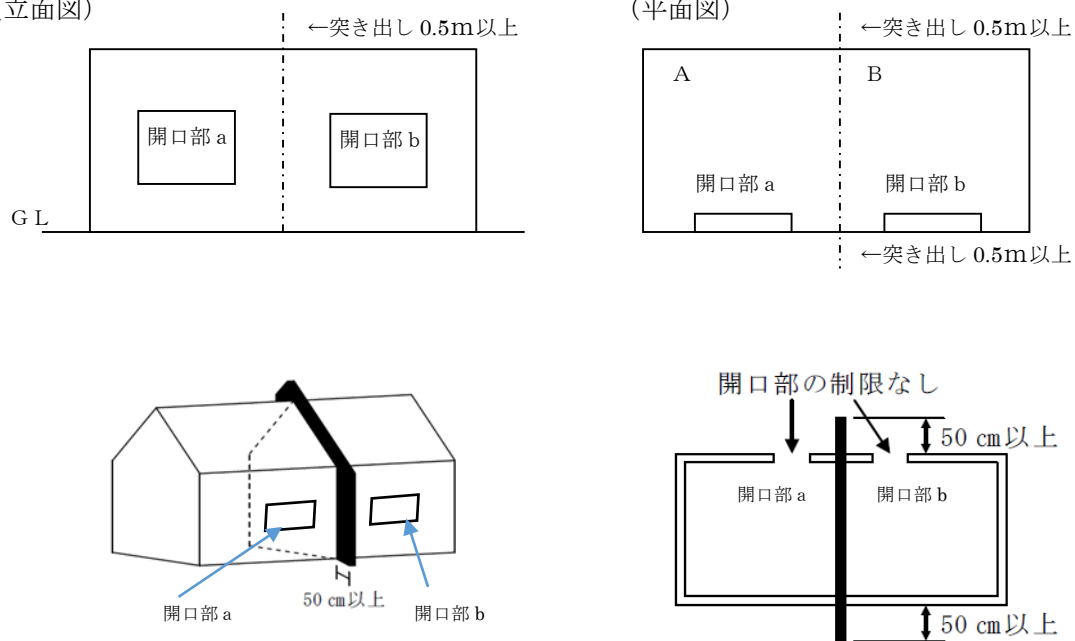
判定 地階部分の床面積の合計は、700 m²以上(1, 000 m²)であるが、A+A'とB+B'は、地階において、それぞれ700 m²未満となるので、令第 28 条の第 2 項を適用しない。

(1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等で堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

(3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出していること。(第8-5図及び第8-6図参照)ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含み幅3.6m以上にわたり耐火構造(建基法において、当該外壁又は屋根において要求される耐火性能時間以上の耐火性能をいう。)であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のア又はイのいずれかの場合には、この限りでない。

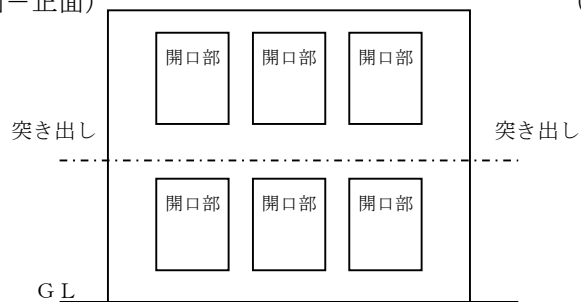
イ 開口部を設ける場合は、防火設備が設けられており、かつ、当該開口部相互が令 8 区画を介して 0.9 m 以上離れていること。

(平面図)

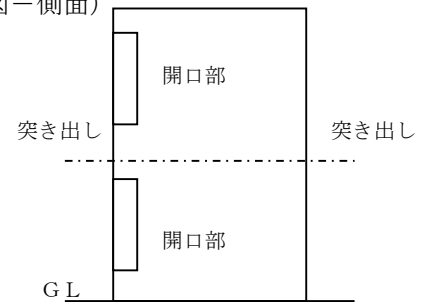


8-2

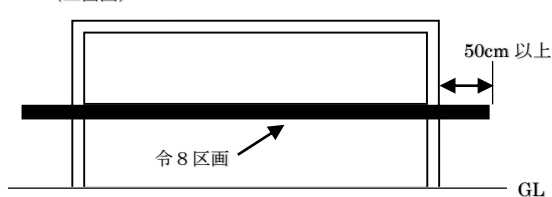
第 8－6 図 水平に令 8 区画し、突き出しを設けた例
(立面図－正面)



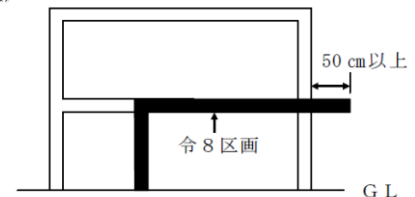
(立面図－側面)



(正面図)



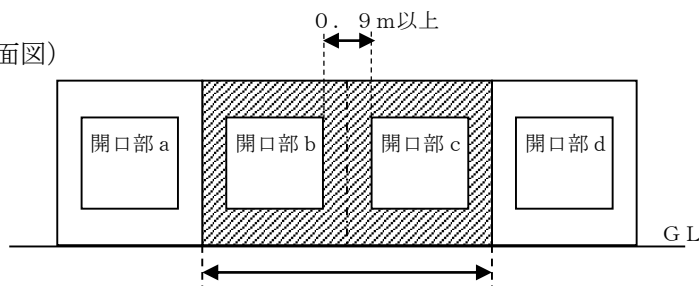
(断面図)



備考 区画を介して設けられている開口部に距離制限及び防火上の規制はない。

第 8－7 図 突き出しを設けなくて垂直に令 8 区画した例

(立面図)

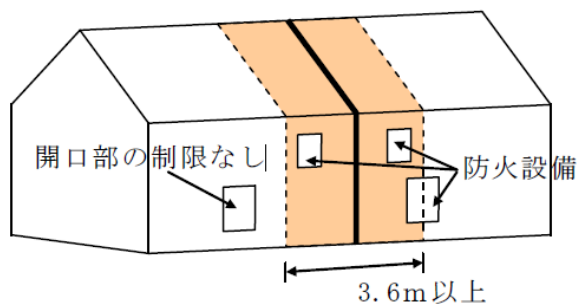


3. 6 m 以上にわたり耐火構造とすること。

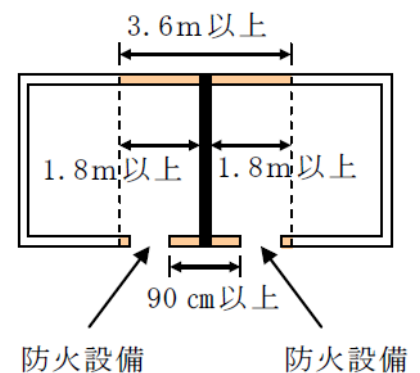
(令 8 区画を介して、両側にそれぞれ 1. 8 m 以上耐火構造とすること。)

備考 開口部 b 及び開口部 c は、令 8 区画を介して、0. 9 m 以上離し、かつ、防火設備とすること。

(正面図)



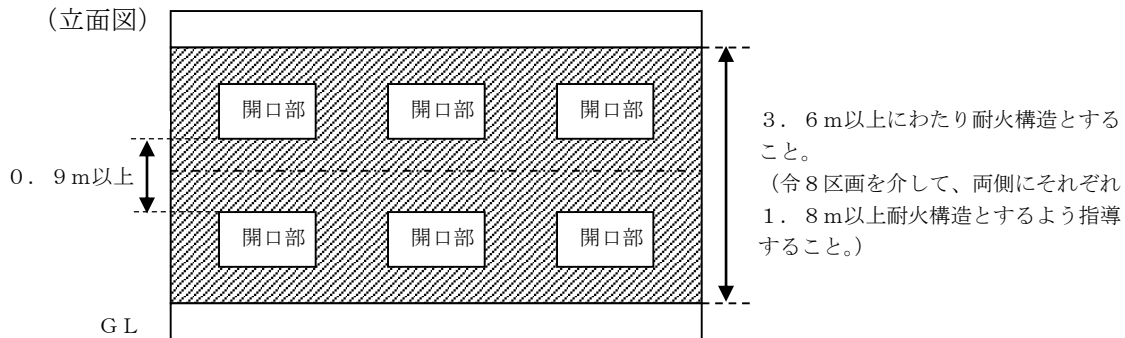
(平面図)



※ 3. 6 m 以上にわたり耐火構造とすること。(令 8 区画を介して、両側にそれぞれ 1. 8 m 以上耐火構造とすること。)

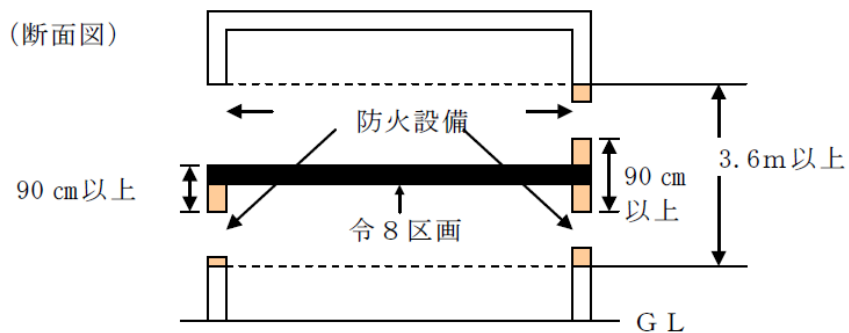
備考 開口部は、令 8 区画を介して、0. 9 m 以上離し、かつ、両側にそれぞれ 1. 8 m 未満の開口部は、防火設備とすること。

第8-8図 突き出しを設けずに水平に令8区画した例
(立面図)

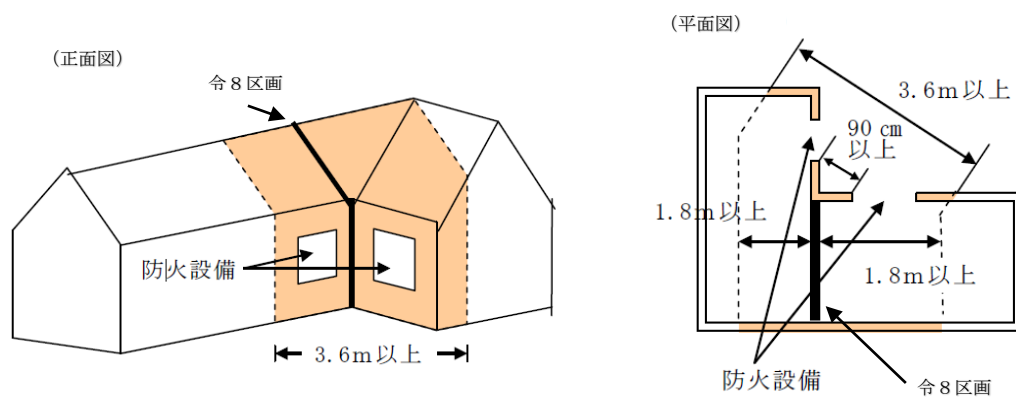


備考 各開口部は、令8区画を介して0. 9 m以上離し、かつ、防火設備とすること。

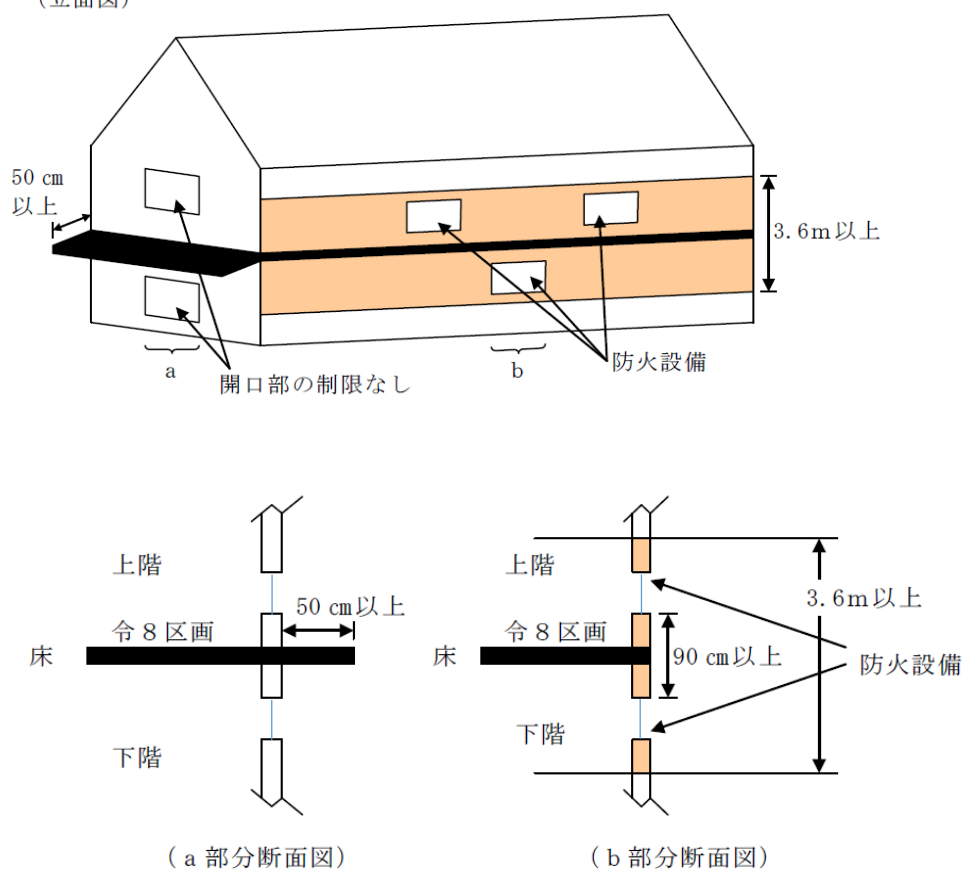
※開口部相互が令8区画を介して0. 9 m以上離れている場合の例



第8-9図 垂直に令8区画し、突き出しを設けない例
(令8区画を介して、外壁面が同一面上でない場合)

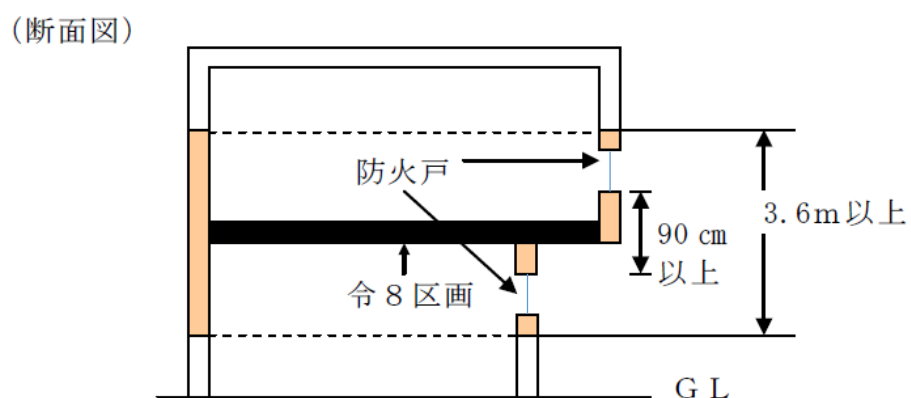


第 8－1 0 図 水平に令 8 区画し、突き出しがある部分と突き出しがない部分が混在する例
(立面図)

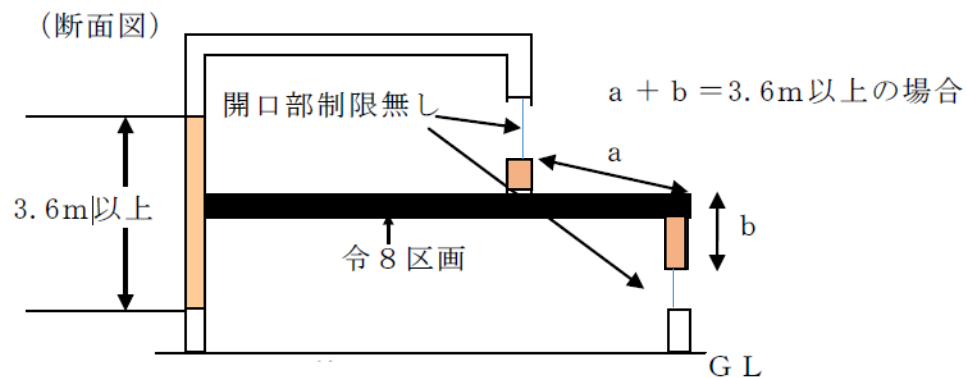


第 8－1 1 図 水平に令 8 区画を設けた部分の外壁面が、セットバックしている場合の例

(1) 下階がセットバックしている場合

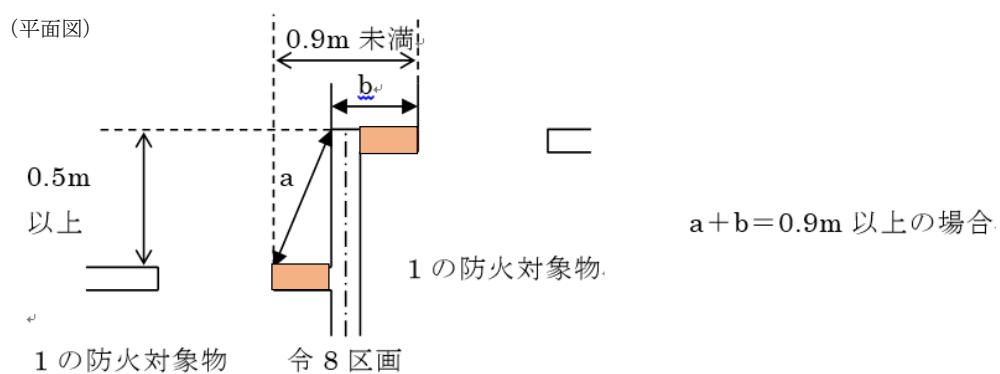


(2) 上階がセットバックしている場合

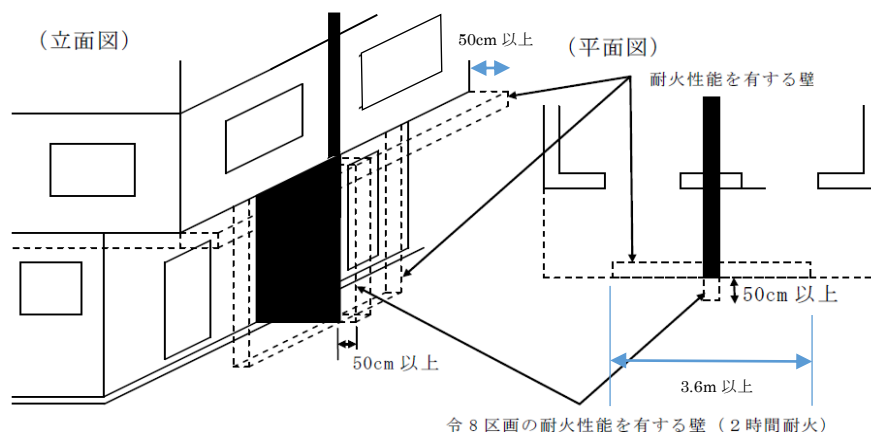


第8-12図 垂直に令8区画を設けた部分の外壁面が、セットバックしている場合の例

(1) 隣接する外壁がセットバックしている場合



(2) 下階の外壁がセットバックし、直上階に居室等がある場合

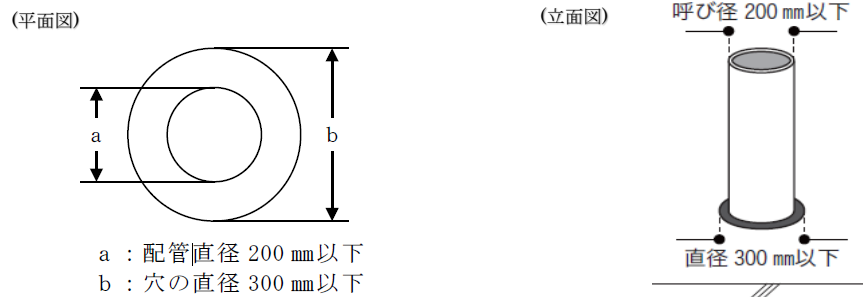


※ 上階が突き出した先端部分に下階の外壁面があるものとみなし、第8-5図から第8-8図により措置すること。

4 配管（充水されている消火設備の配管を除く。）は、原則として令8区画を貫通することができない。ただし、次に適合する場合、又は安全センターにおいて性能評定を受けたものである場合は、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部が、開口部のない耐火構造の床、又は壁による区画と同等とみなすことができる。

- (1) 配管の用途は、給水管、排水管及び排水管に付属する通気管であること。
- (2) 1の配管は、呼び径200mm以下のものであること。（第8-13図）

第8-13図

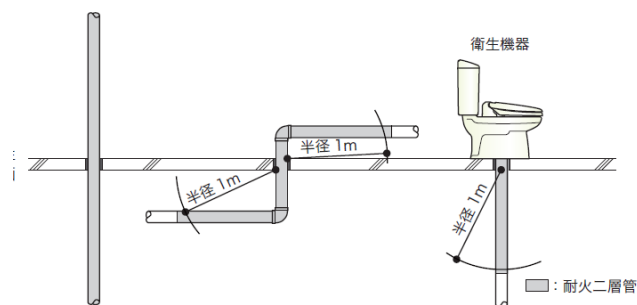


- (3) 区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次の全てに適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の配水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。（第8-14図）

ア 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

イ 配水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

第8-14図



※鋼管を使用する場合は、管長を1m以上とすることができる。

- (4) 配管の種類は、次のいずれかに掲げるものとする。

ア J I S G 3 4 4 2（水配管用亜鉛めっき鋼管）

イ J I S G 3 4 4 8（一般配管用ステンレス鋼管）

ウ J I S G 3 4 5 2（配管用炭素鋼管）

エ J I S G 3 4 5 4（圧力配管用炭素鋼管）

オ J I S G 3 4 5 9（配管用ステンレス鋼管）

カ J I S G 5 5 2 5（排水用鋳鉄管）

キ 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K 1 1 6（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

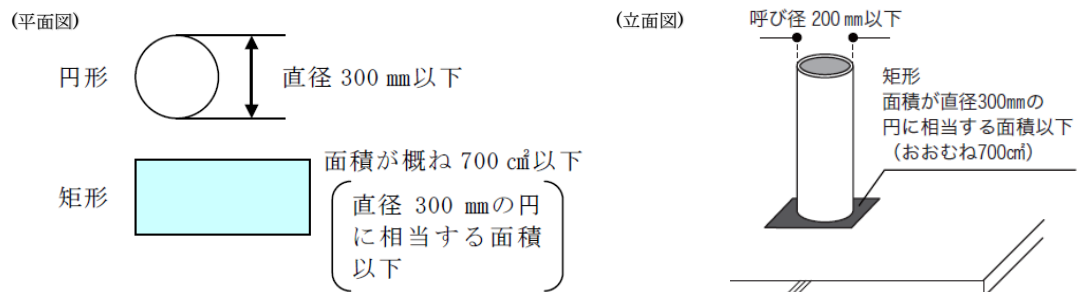
ク J W W A K 1 3 2（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

- ケ JWAK 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 コ 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 サ WSP 032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）
 シ WSP 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
 ス WSP 042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 セ WSP 054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

（５） 配管及び貫通部の処理は、次によること。

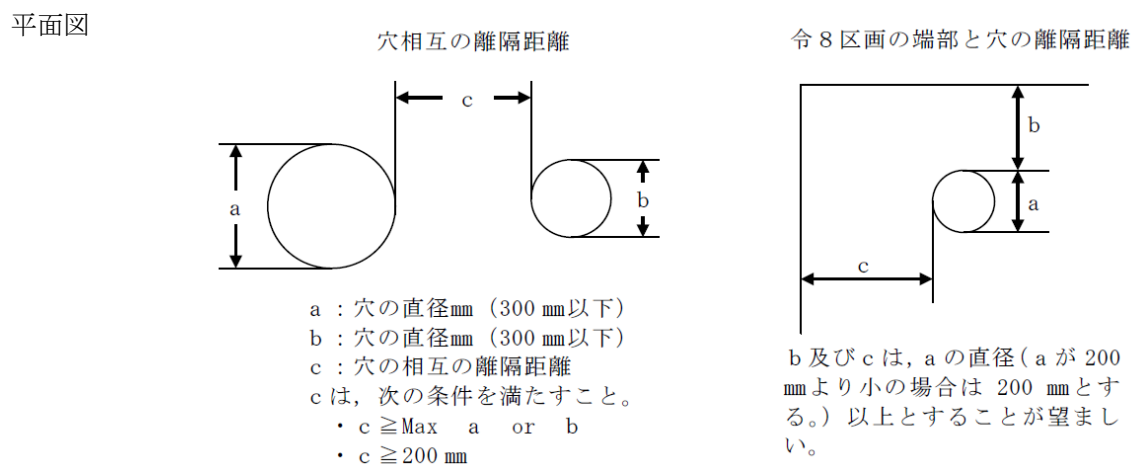
ア 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。なお、当該貫通部の形状が矩形となるものは、直径300mm円に相当する面積以下であること。（第8－15図）

第8－15図

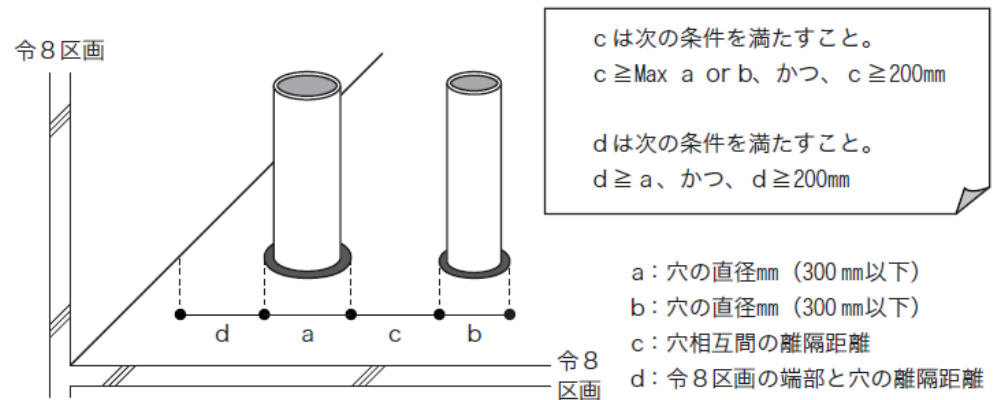


イ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては200mm）以上であること。（第8－16図）

第8－16図



立面図



- ウ 配管及び貫通部は、一体で、建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。
- エ 貫通部の処理は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- オ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。
- カ 前号の配管は「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」（平成19年10月5日消防予第344号）によること。

参考（平成19年10月5日消防予第344号抜粋）

1 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、（1）又は（2）の措置を講ずること。

（1）可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

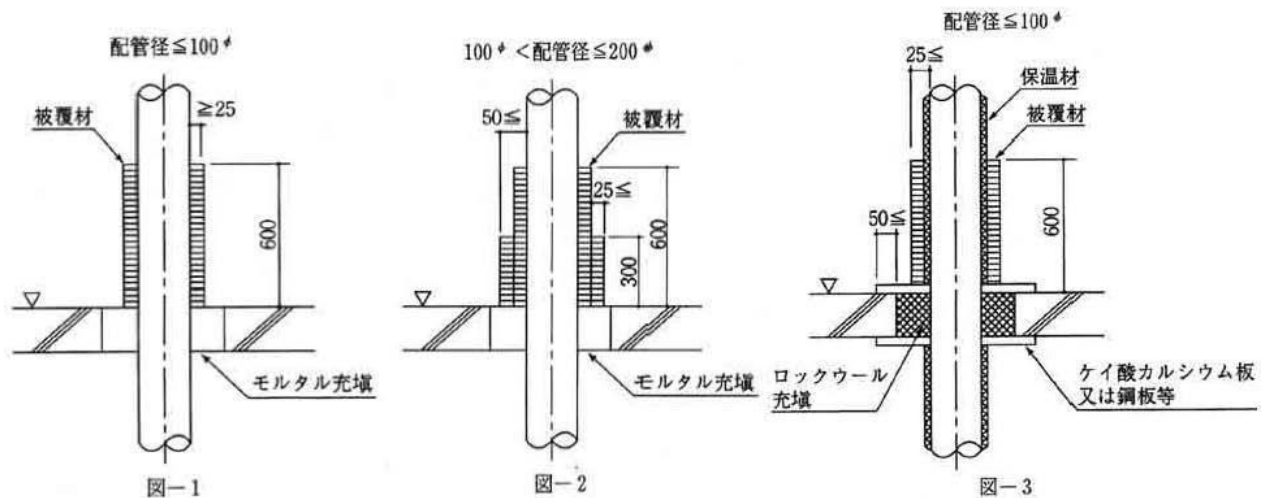
ロックウール保温材（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

（ア）床を貫通する場合（第8－17図）

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え 200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

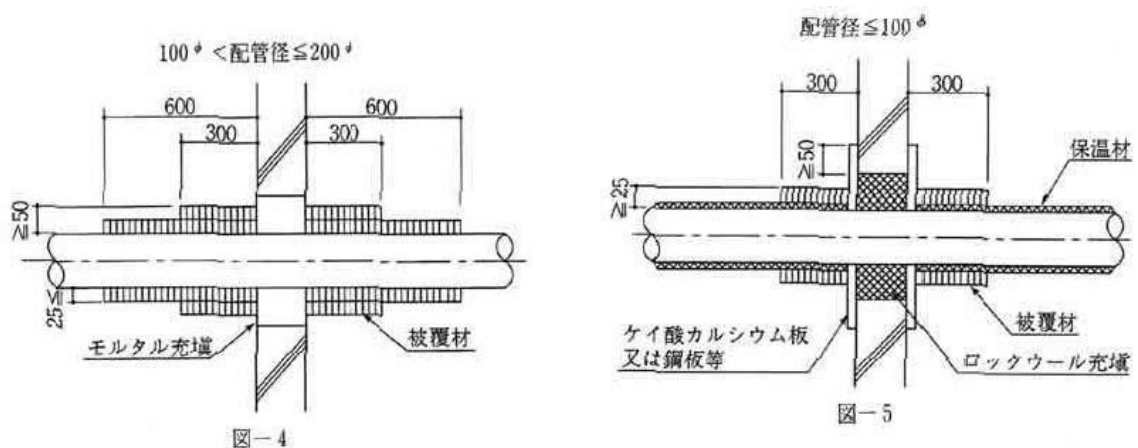
施工方法の例
第 8 - 1 7 図



(イ) 壁を貫通する場合 (第 8 - 1 8 図)

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右 30 c m の範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右 60 c m の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30 c m の範囲には、もう一重被覆する。

施工方法の例
第 8 - 1 8 図



(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

- ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150 mm の範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。